

武豊町地域公共交通会議庶務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、武豊町地域公共交通会議規約第11条の規定に基づき、武豊町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局長は、武豊町総務部防災交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、武豊町総務部防災交通課の職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 交通会議の会議に関すること。

(2) 交通会議の資料作成に関すること。

(3) 交通会議の庶務に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、武豊町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類、形状、寸法及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、武豊町において定め

られている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月8日から施行する。

別表（第6条関係）

公印名	形式	寸法 ミリメートル	保管者
武豊町地域 公共交通会 議会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 武 地 交 会 豊 域 通 長 町 公 会 之 共 議 印 </div>	21 × 21	事務局長

公印名	形式	寸法 ミリメートル	保管者
武豊町地域 公共交通会 議副会長の 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 武 地 交 副 豊 域 通 会 町 公 会 長 共 議 之 印 </div>	21 × 21	事務局長